特 許・実 用 新 案審査ハンドブック

特許庁

改訂に当たって

特許・実用新案審査ハンドブックは、審査官が審査業務を遂行するに当たって必要となる手続的事項や留意事項をまとめたものとして、平成17年9月に作成され、審査業務の円滑な遂行に役立てられてきました。その後、制度改正や審査業務の変更、新たな審査施策の実施等に伴って改訂を積み重ねるとともに、平成25年3月には、全項目について見直しが行われ、全面的に改訂されました。

今般、特許行政を取り巻く状況の変化や、審査基準に対する要望を受けた特許・実用新案審査基準の全編にわたる見直しの一環として、審査基準と審査ハンドブックとの関係が整理されました。具体的には、審査ハンドブックは、手続的事項や留意事項に加えて、附属書として、審査基準で示された基本的な考え方を理解する上で有用な事例、裁判例、特定技術分野への適用例を掲載することとしました。

このような整理に従って、従前より審査基準に掲載されていた事例に加えて、 近年の技術の発展を考慮するとともに、幅広い技術分野の事例が盛り込まれる よう、多数の事例を新たに作成して掲載した事例集を附属書としました。また、 裁判例についても、平成17年の知的財産高等裁判所設立以降の裁判例を中心に、 審決例をも含む審判決例集を編集し、審査ハンドブックの附属書としています。

本審査ハンドブックが審査基準と併せて利用されることで、審査基準の理解 が深まり、世界最高品質の特許審査の実現に大いに寄与することを確信する次 第です。

平成27年9月 特許技監 小柳 正之

審査官が日々の審査業務を行うにあたっては、特許法等の関係法令をまとめた特許関係法規集はもちろんのこと、これらの法令の適用についての基本的考え方をまとめた特許・実用新案審査基準が活用されている。また、平成17年9月に、審査業務の遂行するにあたって必要となる手続的事項や留意事項を体系的にまとめたものとして、この「特許・実用新案審査ハンドブック」を作成し、審査官の日常審査業務の円滑な遂行に役立てられてきたところである。

しかしながら、この審査ハンドブックはその作成から約7年が経過しており、 その間の制度改正や審査施策の実施等に伴って更新が必要な事項が生ずるとと もに、新たな手続的事項や留意事項も発生してきた。これらの事項については、 その都度審査官に周知され、審査ハンドブックの更新を行ってきたものの、一 方で、審査業務の遂行に直接関連しない内容が掲載されている等の課題があっ た。

そこで、審査ハンドブックの全ての項目について見直しを行い、その内容を 取捨選択あるいは更新するとともに、新たに盛り込むべき事項についても加入 する改訂を行った。併せて、各項目間及び引用する各法令・審査基準、各裁判 例等へリンクを設け、利便性の向上を図った。

なお、審査ハンドブックは、制度改正や審査業務の変更に応じて、また審査 官の利便性に配慮して、適宜、改訂を行っていくことを予定している。

平成25年3月 特許庁 調整課 審査基準室

目 次

第 I 部 審査総論

第 II 部 明細書及び特許請求の範囲

第 III 部 特許要件

第 IV 部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

第 V 部 優先権

第 VI 部 特殊な出願

第 VII 部 外国語書面出願

第 VIII 部 国際特許出願

第 IX 部 特許権の存続期間の延長

第 X 部 実用新案

第 XI 部 業務一般

附属書

附属書 A 「特許・実用新案審査基準」 事例集

附属書 B 「特許・実用新案審査基準」の特定技術分野への適用例

附属書 C 実用新案技術評価書作成のためのハンドブック

附属書 D 「特許・実用新案審査基準」 審判決例集